



「現状を変える心の充電」

千葉市青少年サポートセンター東分室
主 査 鈴木 美奈子

今年度より青少年サポートセンター東分室に着任いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。元々中学校の国語科教員として勤務していましたが、縁あって、昨年度まで図書館に勤務していました。

数年の図書館勤務の中で、印象深い子がいました。その子はいつも、母親と、決まった曜日にやって来て、決まった席に座り、決まった時間に帰ります。ある日、その子の近くで書架整理をしていたときのことです。挨拶を交わした後、「今、何を读んでるの」と何気なく聞くと、手にしていた本を見せてくれたことがありました。それは、『君たちはどう生きるか』（原作：吉野源三郎）でした。

どのような事情があって、平日に学校ではなく図書館に来ていたのかはわかりませんが、間違いなく「このままではいけない、どうにかして現状を変えたい」と考えていたのだと思います。

来館が始まってから2か月を過ぎた頃、その子から話しかけてくれたことがありました。

「いつも、さりげなく声をかけてくれてありがとう。嬉しかったです」と……。その後、ほどなくしてその子は来館しなくなりました。話しかけてくれた時の様子から、「現状を変える心の充電」が終わったのかなと思いました。その子に会えなくなった淋しさを感じるとともに、心の成長を感じて、とても嬉しく思える出来事でした。

苦しんでいる当事者に対し、周囲ができることは限られています。最終的には当事者が周囲の力を借りながらも、なんとか自身の力で一歩踏み出さねばなりません。しかし、悩み、苦しみに直面したとき、誰かの助け無くして、一歩を踏み出すことは、大人でも大変なことだと思います。

青少年サポートセンターに赴任した今、悩みを抱えている青少年に対し、悩み、苦しみに寄り添い「現状を変える心の充電」の一助になれるよう、そして、青少年が自身の力で一歩を踏み出すことができるよう、微力ながら務めて参りたいと思います。

【不審者等情報】

《令和5年5月・6月》

区分	発生日時	場所	内容
暴行	5月下旬（水） 午後3時30分頃	真砂	下校時、小学生男児が歩いていたところ30代位の男に頭をてのひらで押さえられ、暴言を受けた。
露出	6月上旬（土） 午後12時30分頃	幕張本郷	下校時、中学生女子が跨線橋の階段を上がろうとしたところ、下半身を露出した男に遭遇した。

不審者に出会ったら、すぐに警察に通報しましょう！

声をかけられる・体に触れられる・腕をつかまれる・露出・盗撮など、不審者・変質者に出会ったり目撃したりしたら、躊躇(ちゅうちょ)せずに110番通報を！



青少年サポートセンターでは、ホームページを開設しています。ご覧ください。

※千葉市青少年サポートセンターは市内に5か所あります。

📍QRコードからアクセス

(中央・東分室・西分室・南分室・北分室)

いよいよ夏休み！危険の未然防止を！

夏休みは開放的な気分になり、ついつい羽目をはずしてしまいがちです。楽しいこともたくさんある反面、「飲酒」「喫煙」「薬物乱用」「児童ポルノ」「インターネットトラブル」など、様々な誘惑や危険があります。夏休みに青少年が犯罪に巻き込まれたり、気づいたら加害者になったりする事のないよう、**青少年健全育成条例**の以下のことに留意し、青少年の見守りをしていきましょう。

1 深夜外出の制限 第23条・第23条の2

- ・保護者は特別な事情がなければ、深夜（午後11時から翌日の午前4時まで）青少年を外出させないように努めなければなりません。
- ・だれでも、青少年を脅かしたり、欺いたりするような不当な手段で、又は保護者の委託等正当な理由がなく、深夜に、青少年を連れ出すこと等をしてはいけません。（違反すると、20万円以下の罰金又は過料）

2 深夜における入場の禁止等 第23条の3

- ・カラオケボックスやインターネットカフェ、マンガ喫茶、個室ビデオ店の営業者や従業者は、深夜に青少年を客として入場させてはいけません。（違反すると、30万円以下の罰金又は科料）
- ・前記施設の営業者は、入口の見やすいところに、深夜における青少年の入場を禁止する旨を、表示しなければなりません。

3 インターネット接続機器の管理に係る保護者の責務 第23条の5の2

- ・保護者は、パソコンなどインターネットに接続する機器を適切に管理することにより、青少年が有害情報を閲覧することがないように努めなければなりません。

※この他にいわゆる風営法（風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律）により、ゲームセンターは18歳未満の者を午後10時から翌日午前6時まで入場させてはなりません。また、県の風営法施行条例により、16歳未満の者は午後6時（保護者同伴の場合は午後10時）から翌日午前6時まで入場させてはなりません。

千葉県「青少年健全育成条例のしおり（改訂版）」より

内閣府は、毎年7月を「青少年の非行・被害防止全国強化月間」と定めています。青少年の非行・被害を防ぐためには、大人側の見守りを継続していくとともに、様々な情報へのアンテナを高くする必要があります。千葉市の小・中学校は、7月17日（月）「海の日」から夏休みに入ります。青少年が安全に夏休みを過ごせるよう見守りをお願いします。

自転車を安全に乗りこなしましょう

夏休みは普段よりも青少年が自転車を使う機会が増えることが予想されます。令和5年4月1日に改正道路交通法が施行され、自転車に乗るときはヘルメットを着用することが努力義務とされました。また、千葉県では、令和4年7月1日から自転車保険への加入が義務とされました。

自転車による交通事故の被害者・加害者にならないために、再度ルールの確認をしていきましょう。

【自転車に乗る前のルール】

- ① 防犯登録を行う
- ② 自転車保険に加入する
- ③ 反射機材を付ける
- ④ ヘルメットをかぶる

【自転車に乗るときのルール】

- ① 車道の左側を走る
- ② 歩いている人を優先する
- ③ ながら運転はしない
- ④ 交差点では安全確認をする
- ⑤ 夕方からライトをつける



参考「千葉県・千葉県警察・千葉県交通安全対策推進委員会 ちばサイクルール」

上記のルールを参考に、危険の未然防止をしていきましょう。